

## 【別表】謝金規程

## 【労務を行った個人に対する報酬等】

※1 民間認定の資格は参考程度とし、実際の能力や直近の実績及び内容を優先考慮とします。

※2 会社等事業者に請け負わせたものは役務費となります。

※ 本謝金規定は参考とし、実際の労働量や能力に応じて金額が変動する場合があります。

労務の内容		支給対象者(労務者)	概要	支出科目	単位	上限単価
①選手強化活動 (競技力向上事業による)	国内/国際	強化委員・コーチ・トレーナー	・公認スポーツ指導者、公認審判員、公認スポーツトレーナー等 ・上記の公認資格を持たないが、それ同等の実績を持つ者 ・能力や実績時期及び内容を考慮	諸謝金	1日	30,000円
			上記に該当するアシスタント			20,000円
			上記以外のアシスタント			10,000円
		スポーツドクター	・公認資格保有者等 ・上記の公認資格を持たないが、それ同等の実績を持つ者 ・能力や実績時期及び内容を考慮			50,000円
		トレーナー・看護師・管理栄養士・帯同審判員	・公認資格保有者等 ・上記の公認資格を持たないが、それ同等の実績を持つ者			30,000円
		海外から招聘したコーチ(コーチ力強化事業のみ)	・公認スポーツ指導者、公認審判員、公認スポーツトレーナー等 ・上記の公認資格を持たないが、それ同等の実績を持つ者 ・能力や実績時期及び内容を考慮			100,000円
		上記以外の強化スタッフ ・支援スタッフ(通訳等) ・競技パートナー・介助者	・能力や実績時期及び内容を考慮			10,000円
		上記の者		旅費	旅費規程参照	
②医・科学・情報サポート事業	サポートスタッフ			諸謝金	1日	15,000円
	アシスタントスタッフ				1日	10,000円
	データ分析、事務処理				1日	10,000円
	上記の者				旅費	旅費規程参照
③講義 (資料を使用して行う解説等)	講義講師			諸謝金	1日	24,000円
				旅費	旅費規程参照	
④通訳(手話通訳も含む)	国際大会・国際会議	専門的能力を有する者	・厚生労働省の認定する資格保有者 ・専門的能力を有する者でかつ1年以内に実績のある者 ・能力や実績時期及び内容を考慮。	諸謝金	1日	100,000円
	その他				1日	50,000円
	※請負の場合は雑役務費 ※ボランティアは支援スタッフ謝金				1時間(上記を上限とする)	6,250円
		上記の者		旅費	旅費規程参照	
⑤翻訳	外国語→日本語	翻訳者	・専門的能力を有する者で実績のある者 ・能力や実績時期及び内容を考慮	諸謝金	枚(400字相当)	4,000円
	日本語→外国語				枚(200ワード相当)	6,000円
⑥原稿執筆	原稿執筆者			諸謝金	枚(800字相当)	2,500円
⑦会議	強化委員・コーチ・トレーナー			諸謝金	1日	10,000円
⑧イベント・講師等(タレント活動) ※当協会主催またはイベント主催者から依頼を受けて派遣等を行なう場合	プロアスリート・著名人		アスリート社員/プロスポーツ選手/プロとして活動する著名人	諸謝金	1日	100,000円
	上記以外の者				1日	10,000円
	上記の者				旅費	旅費規程参照
⑨競技用具	搬入搬出	運搬および搬入搬出に従事する者		諸謝金	片道	20,000円
	運搬	運搬に従事する者			片道	10,000円
⑩選手強化活動 (競技力向上事業以外の選手強化を目的にした事業)	運営役員・スタッフ			諸謝金	1日 ※4時間で1日単位とする。 2時間以上4時間未満の場合 は1/2日とする。	7,000円
	運営役員・スタッフ(補助)					5,000円
	審判長/副審判長					18,000円
	審判員					12,000円
	医師					50,000円
	看護師					15,000円
	救護員(医師免許を持たないが、トレーナー資格や普通救命講習修了を得た者)					10,000円
		上記の者		旅費	旅費規程参照	
⑪競技会、講習会等の運営 競技会:練習試合、合同稽古、形/組手セミナー等 講習会:指導者養成講習会、審判講習会、研修会、空手道 専門手話通訳者養成講習会等	実行委員			諸謝金	1日 ※4時間で1日単位とする。 2時間以上4時間未満の場 合は1/2日とする。	7,000円
	上記の者					旅費
⑫競技会、講習会等の実技指導・助言 ※学生や有段者以外の競技選手等が指導者の補助又は 補助員と同等の内容を行う場合は「実技指導補助」と して補助員の上限単価の半額、又は実支給の半額を 上限単価とする。	実技指導者(公認スポーツ指導者、公認審判員、公認スポーツトレーナー等の公認資格を持つ者)			諸謝金	1日 ※4時間で1日単位とする。 2時間以上4時間未満の場 合は1/2日とする。	20,000円
	補助員(公認資格を持たないが、初段以上かつ現場指導歴のある者)					10,000円
	上記の者					旅費
⑬ろう空手道競技大会等運営(旅費含む) (音声が見える空手道競技大会等)	競技大会運営スタッフ(競技専門)			諸謝金	1日 ※4時間で1日単位とする。 2時間以上4時間未満の場 合は1/2日とする。	10,000円
	競技大会運営スタッフ(補助)					7,000円
	審判長/副審判長					18,000円
	審判員					12,000円
	医師					50,000円
	看護師/救護員(医師免許を持たないが、トレーナー資格や普通救命講習修了を得た者) その他運営に欠かせない専門能力を持つ者(情報保障としての手話通訳者、要約筆者、筆耕等)					20,000円
⑭実行委員会 (競技会、講習会、大会等の実行委員会による会議等)	実行委員			諸謝金	1日 ※4時間で1日単位とする。 2時間以上4時間未満の場 合は1/2日とする。	5,000円
	上記の者					旅費

2021年4月1日施行

2022年3月30日一部改正

2022年7月1日一部改正

2023年12月1日一部改正

2025年1月26日一部改正